

京都企業戦略的共同研究プロジェクト創出事業 事業化可能性検証補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都企業の戦略的な共同研究プロジェクト創出を推進することを目的に、京都の企業が共同して取り組む新技術・新製品の研究開発に関し、その事業化の技術的可能性を検証するための業務に必要な経費について、財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が行う補助金の交付に係る必要事項を定める。

(補助対象業務)

第2条 この補助金の補助対象業務は、企業が共同で新技術・新製品の研究開発を行いその事業化を図るうえで、その研究開発について技術的な可能性を検証することが必要となっている研究課題についての事業化可能性検証業務で、補助期間内に業務が終了するものとする。

(補助対象事業者等)

第3条 この補助金の補助対象となる補助事業者は、財団が運営する京都イノベーション創出ネットワークの会員であって、共同研究に取り組むことを検討、計画、又は現に取り組んでいる企業とする。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金で補助金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び補助期間は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書(様式第1号)を財団が各年度において別に指定する期日までに提出しなければならない。
2 補助事業者(補助事業を実施する者をいう。以下同じ。)は、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 財団は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、事業内容について審査を行い、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。
2 財団は、助成金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、事業の内容(軽微な変更を除く)又は補助事業に要する経費の配分(別表の補助対象経費の右欄に掲げる各項目に係る経費間の50パーセント以内の経費の配分の変更を除く)を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)を財団に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を財団に提出しなければならない。
- 3 財団は、前項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から10日以内に、補助事業実績報告書(様式第4号)を財団に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 財団は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容(ただし、第7条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払、請求)

第10条 財団は、第9条により補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第5号)により、財団に助成金の支払請求を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 財団は、補助事業者が次に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは変更することができるものとする。

- (1) 本要領に違反したとき。
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 財団は、前条の規定により補助金の交付の取り消し等を行ったときに、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

(立入検査等)

第13条 財団は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年度の補助金から適用する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	事業化可能性検証に要する経費のうち ①原材料費 ②設備、備品のレンタル料 ③試験検査費 ④委託費、外注費 ⑤消耗品費
補助率	10分の10以内
補助限度額	100万円以内で予算の範囲内
補助期間	交付決定の日から当該年度の最終日